

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年10月3日認可した。

令和4年10月14日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）紙漉地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）御厩5号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）御厩池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西上円座地区